

IFRSと日本会計基準の主要な差異

1. 財務諸表の様式

	日本基準	IFRS
財務諸表の様式	連結貸借対照表 連結損益及び包括利益計算書 連結株主資本等変動計算書 連結キャッシュ・フロー計算書 注記 連結附属明細表	連結財政状態計算書 連結包括利益計算書 連結持分変動計算書 連結キャッシュ・フロー計算書 注記
特別損益の表示	経常損益、特別損益の区分あり。	経常損益、特別損益の区分なし。
非継続事業の表示	規定なし	非継続事業を区分表示
その他の包括利益の組替調整	原則として、IFRSのように組替調整が行われないその他の包括利益は想定されていない。	組替調整が行われないその他の包括利益項目があり。
非支配持分(少数株主持分)に帰属する当期損益及び当期包括利益合計	少数持分に帰属する損益は、損益計算書で表示される。包括利益のうち、親会社株主と少数株主に係る金額がそれぞれ付記される。	非支配持分に帰属する当期の純損益及び当期の包括利益合計の開示が必要。

2. 会計方針の変更

	日本基準	IFRS
会計方針の変更	変更後の会計方針を過去に遡って適用し、過年度財務諸表を修正再表示。	変更後の会計方針を過去に遡って適用し、過年度財務諸表を修正再表示。
過年度の誤謬の修正	過年度の誤謬は過去に遡って訂正し、過年度財務諸表を修正再表示。	過年度の誤謬は、過去に遡って修正し、過年度財務諸表を修正再表示。
会計上の見積りの変更	当期から将来に向かって修正を行うが過年度修正はしない。減価償却方法や耐用年数の変更は会計上の見積りと同様に取扱い、遡及適用は行わない。	当期から将来に向かって修正を行うが過年度修正はしない。減価償却方法や耐用年数の変更は会計上の見積りと同様に取扱い、遡及適用は行わない。

3. 企業結合会計

	日本基準	IFRS
企業結合の会計処理	取得法(パーチェス法)	取得法(パーチェス法)
パーチェス法の会計処理	①支配獲得日の対価(公正価値) ②支配獲得日における識別可能な資産・負債の純額 ③①と②の差額はのれん。	①支配獲得日の対価(公正価値) ②支配獲得日における識別可能な資産・負債の純額 ③①と②の差額はのれん。
のれんの償却	原則として20年以内に償却。	規則的な償却は実施しない。毎期、減損の対象。
負ののれん	一括利益計上	一括利益計上

4. 連結会計

	日本基準	IFRS
連結の範囲	支配力基準。 支配が一時的である場合の子会社及び利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社は連結の範囲から除く。	支配の概念(パワーとリターン)。 実質支配をしているすべての会社を連結範囲に含める。
特別目的事業体(SPE)	一定の特別目的会社について、一定の要件を満たす場合は子会社に該当しないと推定。	企業とSPEとの実質的な関係を検討した結果、支配が存在すると結論付けられる場合にはSPEを連結対象とする。
子会社の決算日統一	親会社の連結決算日と子会社の決算日の差異が3ヶ月以内の場合そのまま連結可能。	子会社の決算日が異なる場合、実施不可能ではない限り子会社の決算日を統一。
子会社の資産・負債の評価	全面時価評価法	全面時価評価法
子会社の欠損の非支配持分への配分	少数株主持分の負担すべき額を超える場合、親会社持分に負担させる。	親会社株主と非支配株主に帰属させる。
子会社に対する支配の喪失	関連会社となる場合は持分法評価額、関連会社にも該当しなくなる場合は個別B/S上の評価額。	残余持分を支配喪失日における公正価値で評価。
支配の喪失を伴わない親会社持分の増減	子会社株式を一部売却しても支配関係が継続する場合、子会社株式売却損益として計上。	連結会社における資本取引として会計処理。支配を維持している間は取引による損益は生じさせない。

5. 収益認識

	日本基準	IFRS
物品の販売	実現主義により認識。 収益認識の概念規定についてはソフトウェア取引及び工事契約以外は個別的な会計基準はない。	<IAS第18号「収益」> 物品の販売、役務の提供、利息やロイヤリティ及び配当の3つの取引形態に分け、認識の要件を定めている。 物品の販売の収益認識要件： ①物品の所有に伴う重要なリスクと経済価値の移転 ②販売された物品に対し、継続的な関与、有効な支配を保持していない。 ③収益金額測定の信頼性 ④代金の回収の可能性が高い ⑤取引の原価の測定の信頼性 <IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」> 5つのステップから構成される収益認識モデル ①顧客との契約の識別 ②契約における履行義務の識別 ③取引価格の算定 ④取引価格の履行義務への配分 ⑤履行義務充足時の収益の認識
役務の提供	役務の提供が完了したときに収益を認識する完成基準。 工事契約については、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合は進行基準、認められない場合は完成基準。	進行基準
収益の表示方法	総額表示や純額表示については、ソフトウェア取引を除いて詳細規定なし。	収益は、自己の計算により受領する経済的便益の収入のみを計上。第三者のために回収した金額は収益から除外。重要なリスク等を負担せず代理人として行動している場合には純額表示。

7. 外貨換算

	日本基準	IFRS
機能通貨	機能通貨という概念はない。	経営者は、企業が営業活動を行う主たる経済環境等を考慮し機能通貨を決定する。
外貨取引の換算方法	原則として取引日の為替レートで換算。平均レートも認める。	原則として取引日の為替レートで換算。在外支店は期中平均レートも認める。
為替差額の処理	当期の純損益に計上。 在外子会社への長期貸付金等の純投資額の換算差額は純利益に計上。	当期の純損益に計上。 在外子会社への長期貸付金等の純投資額の換算差額はその他包括利益に計上繰延べる。
在外事業活動体の分類	法的形態により、在外支店と在外子会社等に区分。	報告企業の所在国以外の国又は所在国の通貨以外の通貨に活動基盤を置く報告企業の子会社、関連会社、ジョイントベンチャー、支店をいう。

8. 有形固定資産

	日本基準	IFRS
測定基準	取得原価	取得原価モデルまたは公正価値モデルによる再評価が可能。
減価償却の耐用年数	実務的には法人税法の耐用年数が広く利用されている。	経済的耐用年数
借入費用の資産化	不動産開発事業で一定要件を満たすもののみ資産化が可能。	一定要件を満たすものは資産計上。
投資不動産	年度末の賃貸不動産の時価を開示。	公正価値モデルを選択した場合、再評価剰余金と包括損益に計上。
減損の認識と測定	割引前の見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合に減損を認識。 回収可能価額(正味売却価格と見積将来キャッシュ・フローの現在価値のいずれか高い金額)が帳簿価額を下回る額を減損とする(二段階方式)。	回収可能価額(正味売却価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値のいずれか高い金額)が帳簿価額を下回る場合に、その下回る額を減損とする(一段階方式)。
将来キャッシュ・フローの見積り	資産の経済的残存年数と20年のいずれか短い年数。	資産の残存使用年数にわたり見積る。予算に基づく見積りは、最長5年まで。それを超える見積りは、一定のまたは遞減する成長率を使用し、直近予算のキャッシュ・フロー予測を推測延長して見積る。
減損損失の戻し入れ	不可	減損の原因となった事象が解消された場合は戻し入れる。

9. リース会計

	日本基準	IFRS
ファイナンス・リースの定義	解約不能で、借手がリース物件からの経済的利益を実質的に享受し、かつ、リース物件に伴うコストを実質的に負担することとなるリース取引を資産・負債として計上する。 数値基準は リース期間がリース資産の経済的耐用年数の75%以上 リース料総額の現在価値がリース資産の見積現金購入価額の90%以上	<IAS第17号「リース」> 資産の所有に伴うリスクと便益を実質的にすべて移転するリース取引を資産・負債として計上する。 数値基準はない。
ファイナンス・リースの簡便的な会計処理	総額300万円又は1年以内のリースについては賃貸借取引に準じた会計処理を行うことができる。	簡便的な取扱いはない。

10. 無形資産と研究開発費

	日本基準	IFRS
無形資産の定義	基準なし。	分離可能であるか又は契約その他の法的権利に起因する物理的実態のない識別可能な非貨幣性資産をいう。
測定基準	取得原価	取得原価モデル又は再評価モデル
償却	規則的償却を行う。	耐用年数を確定できない場合は償却を行わない。
研究開発費	発生時に費用処理。ソフトウェア制作費のうち、研究開発に該当する部分も費用処理。	研究費は発生時に費用処理。開発費は耐用年数を確定できる場合に資産に計上して償却。

11. 引当金

	日本基準	IFRS
引当金の認識	将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合、当期の負担に属する金額を繰入れ、引当金として認識。 修繕引当金の計上を認める。	以下の場合に認識。 ①過去の事象の結果として現在の法的義務を有し、推定的債務も含まれる。修繕引当金は債務ではないため計上を認めない。 ②債務を決済するための資金の流出の可能性が高い。 ③債務の金額が信頼性をもって見積り可能。

12. 退職給付会計、従業員給付

	日本基準	IFRS
給付の勤務期間への帰属	期間定額基準又は給付算定式基準 (平成26年4月1日以降開始事業年度より)	原則：給付算定式方式、例外：定額方式
過去勤務費用の償却	受給権が確定していないものは、確定までの平均期間で償却。 受給権が確定しているものは、即時費用処理。	受給権が確定していないものは、確定までの平均期間で償却。 受給権が確定しているものは、即時費用処理。
数理計算上の差異	発生時に全額をその他の包括利益(OCI)で認識。 その後、平均残存勤務期間内で規則償却(リサイクリング)。 発生時一括償却も可能。	発生時に全額をその他の包括利益(OCI)で認識。 純損益へのリサイクリングはできない。
有給休暇引当金	基準なし。	有給休暇引当金を計上。

13. 金融商品：分類・測定

	日本基準	IFRS
金融資産の分類・測定	有価証券につき、下記4区分に分類。 ①売買目的有価証券…時価で測定し、評価差額を損益計算書に計上。 ②満期保有目的の有価証券…取得原価で計上し、特定の場合に償却原価で測定。 ③子会社及び関連会社株式…取得原価で計上。 ④その他有価証券…時価で測定し、評価差額(税効果適用後)を純資産の部に計上。	<IFRS第9号「金融商品」> 以下の2区分に分類。 ①資本性投資(株式等) 原則として、損益を通じた公正価値で測定される。 売買目的ではなく、当初取得時に指定した場合のみ、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される。 ②負債性投資(債券等) ビジネスモデルテスト及びキャッシュ・フローテストの要件を満たした場合、償却原価で測定される。それ以外の場合、損益を通じた公正価値で測定される。
償却原価の方法	利息法及び定額法による償却原価法が定められている。	実効金利法により算定。

14. 税効果会計

	日本基準	IFRS
繰延税金資産	回収可能性については毎期検討。 会社分類ごとにスケジューリングに基づき計上。	回収される可能性が高い範囲において、繰延税金資産を認識。会社分類の詳細基準はない。
税務上の繰越欠損金についての税効果	会社分類ごとにスケジューリングに基づき計上。	将来回収される可能性が高い範囲において、繰延税金資産を認識。